

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名: マイナミ空港サービス株式会社
法人番号: 4010401027835
住所: 東京都港区元赤坂1丁目7番8号
- 指名停止措置期間: 令和2年8月19日から令和2年10月18日まで(2ヵ月)
- 指名停止措置の範囲: 近畿地方測量部管内
- 事実概要:

公正取引委員会は、令和2年7月7日、マイナミ空港サービス株式会社が八尾空港における機上渡し給油による航空燃料の販売において、自社の取引先需要者にエス・ジー・シー佐賀航空から機上渡し給油を受けさせないようにさせていることによって、エス・ジー・シー佐賀航空の事業活動を排除することにより、公共の利益に反して、八尾空港における機上渡し給油による航空燃料の販売分野における競争を実質的に制限しているものである。このことが独占禁止法第3条(私的独占の禁止)の規定に違反する行為として該当し、独占禁止法の規定に基づき排除措置命令を行った。

5. 指名停止措置理由:

物品・役務の有資格登録業者であるマイナミ空港サービス株式会社の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措置要領	期間
1~4 略	略
(独占禁止法違反行為) 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 小島 正和 電話 029-864-4385 (直通)

総務部契約管理官 大橋 秀己 電話 029-864-6870 (直通)